

2019 年 2 月 28 日
浜松市人事委員会

第 I 類行政職員（対象：大学・大学院等）

第 II 類行政職員（対象：短大・大学等）

採用予定日 2019 年 8 月 1 日

【第 1 次試験日】2019 年 4 月 14 日（日）

【申 込 期 間】申込みは、迅速・確実なインターネットでお願いします。

2 月 28 日（木）午後 1 時～3 月 20 日（水）午後 5 時【受信有効】

【今年度からの主な変更点】

- ・窓口での「受験申込受付」は行いません。申込みはインターネットでお願いします（スマートフォンからの申込みは不可。パソコンが利用できないなどやむを得ない場合は郵便も可）。
- ・窓口での「第 1 次試験、第 2 次試験で不合格となった人への個人の成績及び結果の開示申請受付」は行いません。申請はインターネット又は郵便となります。また、この申請期間を合格発表日以後 1 年間から合格発表日以後 1 か月間に変更します。

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分		採用 予定人数	主な職務内容
第 I 類	技術	土木	8 人程度 道路や橋梁、河川、上下水道などの公共インフラの土木工事の設計や監理、維持管理などの業務
		建築	若干名 庁舎、学校などの公共施設の設計や工事監理、建築確認申請の審査・検査などの業務
	免許 資格職	薬剤師	若干名 食品衛生業務、環境衛生業務などにおける試験、検査、薬事などの業務
		精神保健福祉士	若干名 精神保健福祉に関する相談、支援や施策の企画立案から実施などの業務
第 II 類	免許 資格職	歯科衛生士	若干名 保健所、区役所等での歯科衛生指導や相談などの業務

※採用予定人数は、欠員等の状況により変更する場合があります。

2 受験資格

次の（１）から（３）までの要件を満たす人

- （１） 次のいずれかに該当する人
- ① 日本国籍を有する人（2019年7月までに取得見込みの人を含む。）
 - ② 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（2019年7月までに取得見込みの人を含む。）
 - ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（2019年7月までに取得見込みの人を含む。）
- （２） 次のいずれにも該当しない人
- ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人
 - ④ その他地方公務員法第16条に該当する人
- （３） 次のそれぞれの試験区分の受験資格に該当する人

試験区分		受験資格	
第Ⅰ類	技術	土木	次のいずれかに該当する人 ① 学校教育法による大学または大学院修士課程を2019年7月までに卒業見込みの人または修了見込みの人 ② 1990年（平成2年）4月2日（身体障害者手帳の交付を受けている人は1987年（昭和62年）4月2日）以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人 ③ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①または②に準ずる人 ④ その他①、②、③と同等の資格があると人事委員会が認める人
		建築	次のいずれかに該当する人で、専門の科目を履修した人 ① 学校教育法による大学または大学院修士課程を2019年7月までに卒業見込みの人または修了見込みの人 ② 1990年（平成2年）4月2日（身体障害者手帳の交付を受けている人は1987年（昭和62年）4月2日）以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人 ③ 外国の大学を卒業見込みの人または卒業した人で①または②に準ずる人 ④ その他①、②、③と同等の資格があると人事委員会が認める人
	免許資格職	薬剤師	1960年（昭和35年）4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許証を有する人（2019年7月までに行われる国家試験により免許証を取得見込みの人を含む。）
		精神保健福祉士	1960年（昭和35年）4月2日以降に生まれた人で、精神保健福祉士の資格を有する人（2019年7月までに行われる国家試験により資格を取得見込みの人を含む。）
第Ⅱ類	免許資格職	歯科衛生士	1990年（平成2年）4月2日以降に生まれた人で、歯科衛生士の免許証を有する人（2019年7月までに行われる国家試験により免許証を取得見込みの人を含む。）

※ 身体の障がい等のため受験上の配慮が必要な人は、申込時に相談してください。

※ 平成30年度に実施した浜松市職員採用試験において、同一類かつ同一試験区分を受験した人を除きます。

3 試験日程

第1次試験

内 容	筆記試験（教養・専門）・性格検査
日 程	4月14日（日）午前9時30分集合（予定）
会 場	浜松市地域情報センター（予定）
合格発表	4月下旬（予定） 合格者に郵送でお知らせします。 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

※「建築」の受験者は、第1次試験時に直近の単位認定が反映された大学の成績証明書を提出してください（大学院修了（修了見込み）の人は、大学院の成績証明書も併せて提出）。

第2次試験

内 容	面接試験・事務適性検査・職場適応性検査
日 程	5月中旬（予定）
会 場	第1次試験合格者にお知らせします。
合格発表	5月下旬（予定） 合格者に郵送でお知らせします。 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

第3次試験

内 容	面接試験・小論文・身体検査
日 程	6月中旬（予定）
会 場	第2次試験合格者にお知らせします。
最終合格発表	6月下旬（予定） 受験者全員に郵送でお知らせします。 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。

4 試験の内容

第1次試験

筆記試験	教養	公務員として必要な一般知識及び知能について、筆記試験を行います。〔別表1参照〕
	専門	専門的知識及び能力について、筆記試験を行います。〔別表2参照〕
性格検査		面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。

第2次試験

面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、面接試験を行います。
事務適性検査	職務遂行上必要な職員としての適応性について、正確さ、迅速さ等の作業能力の面から筆記試験を行います。
職場適応性検査	第3次試験での面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な職場への適応性を職務や対人関係に関連する性格的な面から検査します。

第3次試験

面接試験	人柄、意欲、対人関係能力等について、面接試験を行います。
小論文	課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。
身体検査	通常の職務遂行に支障をきたす恐れのある疾病等の有無について、検査を行います（人事委員会が指定した身体検査票の提出を求めます）。

※提出書類は、受験資格の有無や記載された事項について確認するほか、試験の参考資料とします。

別表1 筆記試験（教養）の出題分野

技術	土木	大学卒業程度の社会、人文、自然に関する一般知識を問う問題、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（120分・40問全問解答・択一式）
	建築	
免許資格職	薬剤師	短大卒業程度の社会、人文、自然に関する一般知識を問う問題、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（120分・40問全問解答・択一式）
	精神保健福祉士	
	歯科衛生士	

別表2 筆記試験（専門）の出題分野

技術	土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工（120分・30問全問解答・択一式）
	建築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工（120分・30問全問解答・択一式）
免許資格職	薬剤師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務等（90分・記述式）
	精神保健福祉士	人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度、精神疾患とその治療、精神保健の課題と支援、精神保健福祉相談援助の基盤、精神保健福祉の理論と相談援助の展開、精神保健福祉に関する制度とサービス、精神障害者の生活支援システム等（90分・記述式）
	歯科衛生士	人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論及び歯科診療補助論等（90分・記述式）

※ 第1次試験の筆記試験（教養・専門）の例題は、浜松市ホームページで公開しています（薬剤師、精神保健福祉士、歯科衛生士の専門を除く）。

5 合格者の決定方法

合格者は、それぞれの試験段階において、各試験科目の得点を合計したものによって決定します。

(1) 第1次試験・第2次試験

当該試験科目の平均点、標準偏差及び配点比を利用して算出した得点（標準点※下記参照）を用います。各試験科目の得点の合計は、概ね0～1,000点の範囲となります。全ての試験科目で平均的な成績であれば、およそ500点となります。

(2) 第3次試験

当該試験科目の素点及び配点比を利用して算出した得点を用います。各試験科目の得点の合計は、0～400点の範囲となります。

(3) 各試験科目の配点比

試験区分	第1次試験		第2次試験		第3次試験	
	教養試験	専門試験	面接試験	事務適性検査	面接試験	小論文
技術 免許資格職	2	3	3	1	3	1

- ※ どの試験段階においても、いずれかの試験科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の試験科目の成績に関わらず不合格とします。
- ※ 採用試験の受験に当たり、受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合、試験中の不正行為や採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかんに関わらず失格とすることがあります。
- ※ 標準点の計算式は以下のとおりです。

[標準点の計算式]

$$\text{標準点} = 10 \times \frac{\text{配点比}}{\text{配点比の合計}} \times \left(15 \times \frac{(\text{素点} - \text{平均点})}{\text{標準偏差}} + 50 \right)$$

6 受験申込手続

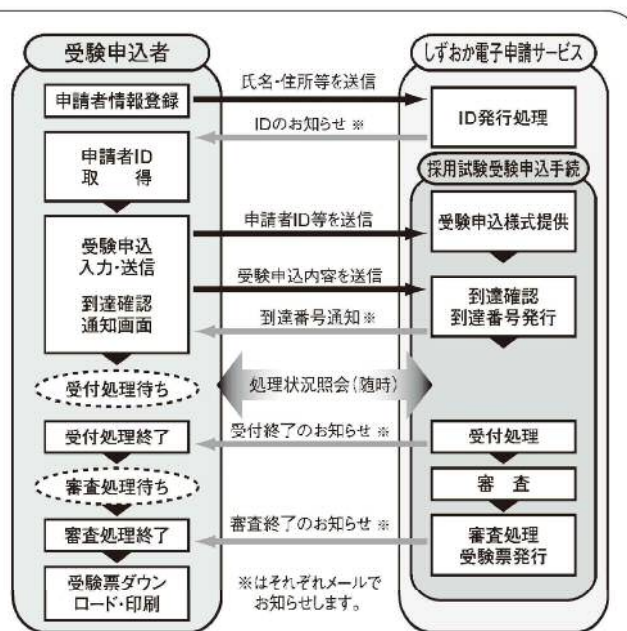
(1) インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用情報』にアクセスし、詳しい申込手続を確認して申し込んでください。

手続に必要なもの	○パソコン（インターネットに接続が可能であること。） ※スマートフォンは不可 ○本人の電子メールアドレス（インターネット用に限る。） ○A4用紙の印刷可能なプリンター
申込期間等	2019年2月28日（木）午後1時から 2019年3月20日（水）午後5時 ※ 申込期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、システム管理等のため一時的に利用できない場合があります。時間に余裕をもって申し込んでください。 ※ パソコンの機種や環境により利用できない場合があります。
受験票等の発行	3月28日（木）頃に電子メールで審査終了と受験票、宣誓書・自己紹介書等についてお知らせします。受験票、宣誓書・自己紹介書等をダウンロード、印刷して必要事項を記入のうえ写真を貼付し、第1次試験時に持参してください。
書類の提出について	「建築」の受験者は、第1次試験時に直近の単位認定が反映された大学の成績証明書を提出してください（大学院修了（修了見込み）の人は、大学院の成績証明書も併せて提出）。 その他の提出書類については、受験票発行の際にお知らせします。

インターネットによる受験申込みの流れ

- ①まず、「しずおか電子申請サービス」の申請者情報登録をしてください。
- ②登録が完了したら、IDとパスワードを入力し、「しずおか電子申請サービス」にログインしてください。
- ③手続一覧から該当する試験を選択し、必要項目の入力をしてください。
- ④入力が終了したら、入力内容を確認してから送信してください。
- ⑤人事委員会で受付処理を行うと、メールで受付処理終了のお知らせが届きます。（数日を要する場合があります。）
- ⑥電子メールで審査終了と受験票、宣誓書・自己紹介書等についてお知らせします。受験票、宣誓書・自己紹介書をダウンロード、印刷して必要事項を記入のうえ写真を貼付し、第1次試験時に持参してください。



【「到達番号」の確認について】

受験申込みを入力、送信（上記④）を行うと、画面に「到達番号」が表示され、15分程度でメールにて「到達番号」が通知されます。

「到達番号」の取得及び申込者による確認をもって受験申込完了となりますので、「到達番号」は必ず確認し、メモしてください（確認ができない場合は、必ず速やかに人事委員会事務局までお問い合わせください）。

※「到達番号」が確認できない場合には、受験申込みがされていないものとみなします。

【注意事項】

- ・ **受験資格が確認できない申込みについては、受け付けることができませんのでご注意ください。**
- ・ 手続の前に、必ずこの採用試験案内により受験資格を確認するとともに、パソコンの使用環境を浜松市ホームページで確認してください。**スマートフォンでの手続はできません。**
- ・ **しずおか電子申請サービスへの申請者情報登録をただけ（申請者IDを取得しただけ）では、受験願書の提出とはなりません。**引き続き、受験願書の入力・送信を行ってください。
- ・ 学歴や職歴が入力フォームに入力しきれない場合は、インターネットによる申込みはできません。郵便で申し込んでください。
- ・ このほか、手続画面に表示される案内や注意をよく確認してください。

(2) 郵便での申込み (パソコンが利用できないなど、やむを得ない場合のみ)

提出書類	①採用試験受験願書 ②返信用封筒 (長形 3 号封筒に、あて先を記入し、82 円切手を貼付したもの)
申込先	浜松市人事委員会事務局 (〒430-0929 浜松市中区中央一丁目 12 番 7 号)
申込期間等	2019 年 2 月 28 日 (木) から 2019 年 3 月 20 日 (水) ※必着 ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「 簡易書留郵便 」を利用してください。 ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受付できません。
受験票等の 発送	3 月 28 日 (木) 頃に受験票、宣誓書・自己紹介書等を発送します。宣誓書・自己紹介書に必要事項を記入のうえ写真を貼付し、受験票とともに第 1 次試験時に持参してください。
書類の提出 について	「建築」の受験者は、第 1 次試験時に直近の単位認定が反映された大学の成績証明書を提出してください (大学院修了 (修了見込み) の人は、大学院の成績証明書も併せて提出)。 その他の提出書類については、受験票発行の際にお知らせします。

【簡易書留郵便の利用について】

「お問合せ番号」を必ず控えてください。

簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。

(3) 受験願書入力・記入上のチェックリスト (インターネット・郵便共通)

学歴、職歴、免許・資格の記入欄が不足する場合は、左上に「受験願書別紙」、右上に氏名と生年月日を記入した A4 の用紙に記入して添付してください。

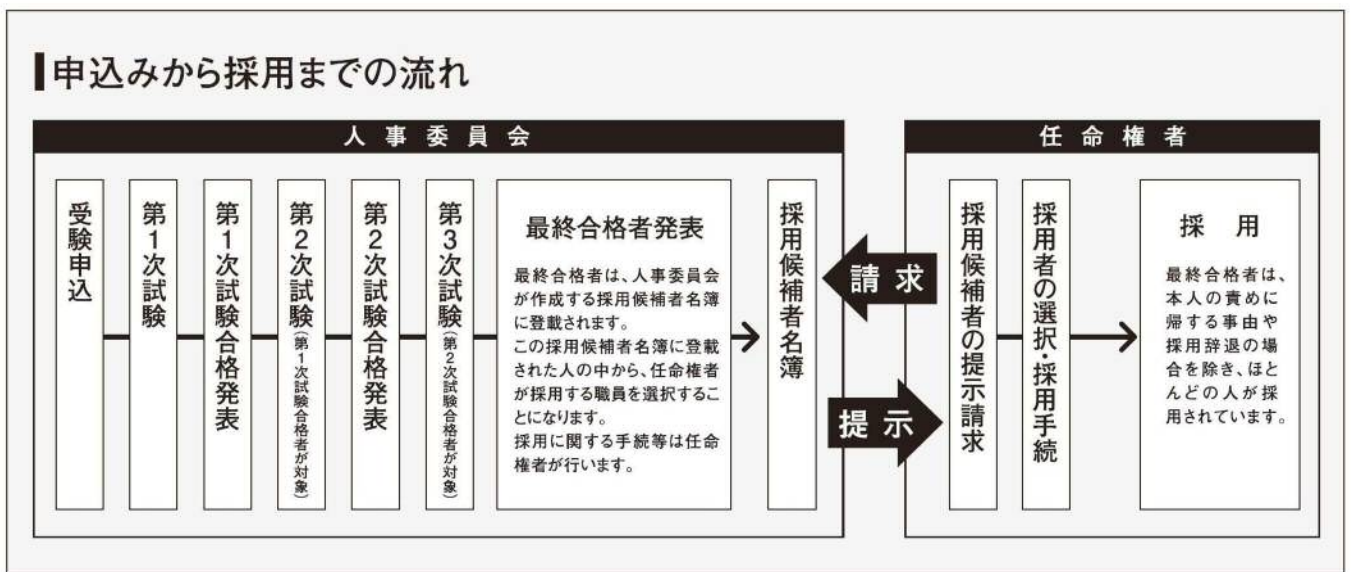
試験区分	・いずれか 1 つを選択してください。併願することはできません。	<input type="checkbox"/>
年齢	・記入日現在の年齢を記入してください (インターネットの場合は自動で入力されます)。	<input type="checkbox"/>
現住所及び 連絡先	・番地、マンションやアパートの部屋番号までもれなく記入してください。 ・現住所を記入してください。 ・連絡先は、現住所とは別の連絡先を希望する人のみ記入してください (この場合、人事委員会事務局からの連絡は全て「連絡先」あてに行きます)。	<input type="checkbox"/>
電話	・受験資格の確認や書類の不備等で人事委員会事務局から連絡をする場合があるため、昼間連絡可能な電話番号を記入してください。	<input type="checkbox"/>
学歴	・中学校は卒業年月のみ記入してください。 ・専門学校は「その他」に記入してください。	<input type="checkbox"/>
職歴	・在学中のアルバイトは記入しないでください。 ・古いものから順に記載してください。 ・現在在職中の場合は、期間の終了欄の年月を二重線で消し、余白に「在職中」と記入してください (インターネットの場合は「在職中」にチェックしてください)。	<input type="checkbox"/>
受験資格に必要な 免許・資格	・受験資格に定める免許・資格の取得日を記入してください。3 月までに行われる国家試験等により取得見込の場合は、取得状況の日付を 2019 年 3 月 31 日と記入し、取得見込にチェックしてください。	<input type="checkbox"/>
その他の 免許・資格	・自動車運転免許やその他の取得した免許・資格を記入してください。	<input type="checkbox"/>
身体の障がい等で、 受験上配慮して もらいたいこと	・試験会場等で配慮が必要な場合があれば記入してください。	<input type="checkbox"/>
備考	・記入しないでください。	<input type="checkbox"/>

ID・パスワード等記入欄 ★忘れないように記入しておきましょう!★

インターネット (しずおか電子申請サービス)	ID	
	パスワード	
	到達番号	
郵便 (簡易書留郵便)	お問合せ番号	

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載された人の中から任命権者により選択されます。
- (3) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (4) 採用予定日は原則として2019年8月1日です。
※欠員等の状況により、採用候補者名簿の有効期間内において、採用予定日以降に採用される場合や、勤務可能な方はそれ以前に採用される場合があります。
- (5) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。なお、受験資格に定める学校等を卒業できなかった人又は免許・資格を取得できなかった人は採用されませんので、ご了承ください。



8 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。

(1) 初任給

2018年（平成30年）4月採用者の初任給

職 種	区 分	初任給月額
技術	大学卒	約 196,000 円
	大学院修士課程修了	約 210,000 円
薬剤師	大学卒（6年制）	約 218,000 円
精神保健福祉士	大学卒	約 196,000 円
歯科衛生士	短大卒（3年制）	約 189,000 円

この初任給は、2018年（平成30年）4月1日現在のもので給料の調整額、地域手当等を含んだ額です。卒業後の経歴又は免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて加算があります。

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

給料（本給）、地域手当等の1か月分をベースに年間4.45か月分が支給されます。

（採用初年度は採用される月によって異なります。）

(3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

(4) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(5) 休日等

原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(6) 休暇等

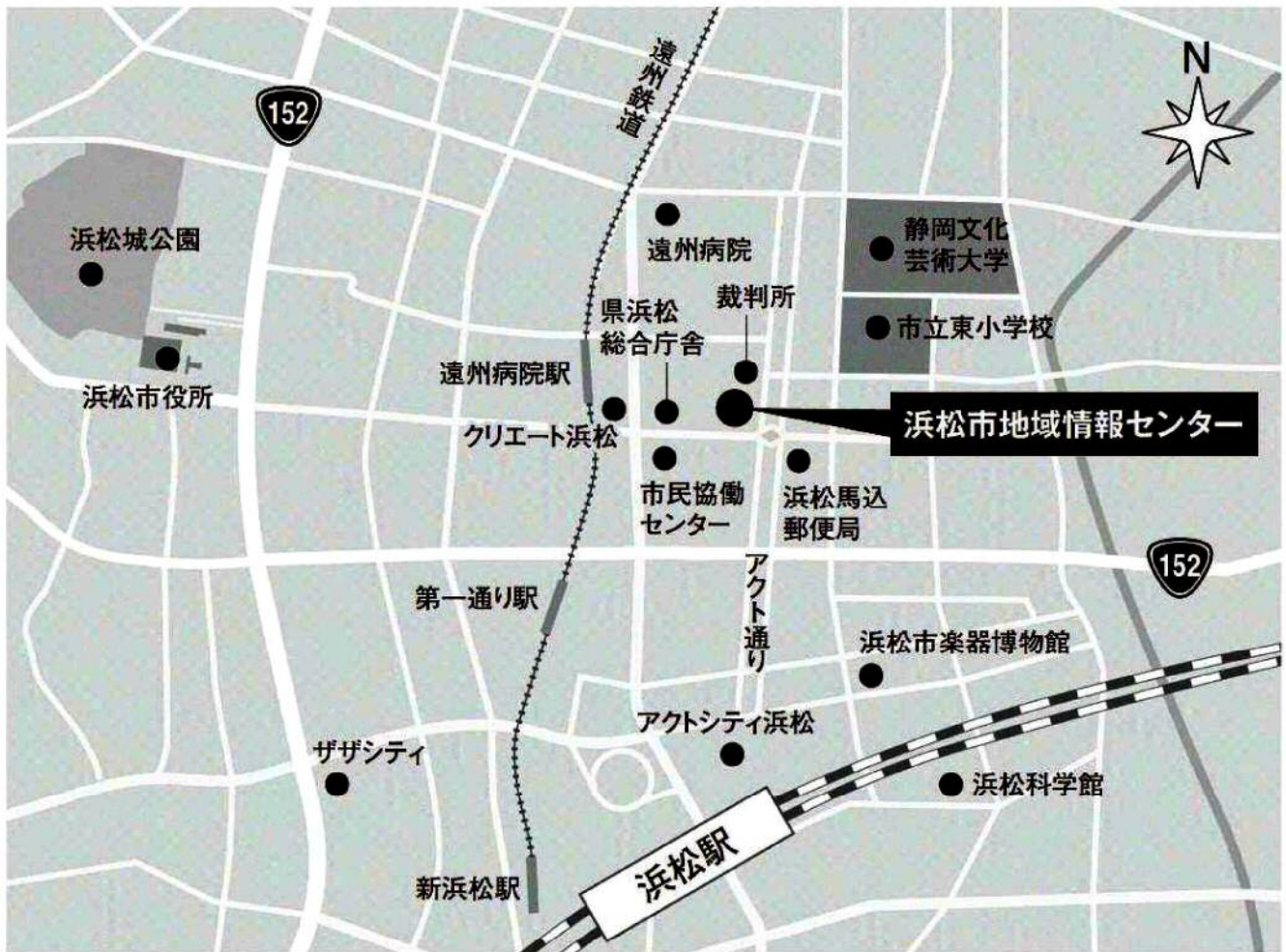
年次休暇（年間20日付与、未使用分は20日を限度に翌年に繰越しできます。）のほかに、特別休暇（結婚、出産、忌引、夏季休暇等）、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

9 注意事項等

- (1) 試験内容についてのお問合せにはお答えできませんので、ご了承ください。
- (2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。
- (3) 提出書類に記載された個人情報については、人事委員会でを行う試験及び任命権者で行う採用事務以外に使用することはありません。
- (4) この採用試験に申し込む人は、同日に行われる他の浜松市職員採用試験・選考に重複して申し込むことはできません。
- (5) 受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。
- (6) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①及び②以外の職に就くことになります。
 - ①公権力の行使に当たる業務
(市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など)
[例] 各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制
 - ②公の意思の形成に参画する職 (行政の企画、立案、決定等に関する職)
- (7) 第1次試験、第2次試験で不合格となった人で希望者には、個人の成績及び結果を、**合格発表日以後1か月間**に限り本人からの申請 (インターネット・郵便) に基づいてお知らせします。
 - ・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。
 - ・郵便での手続きは、様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所及び電話番号を記載のうえ成績開示希望と書いた書面により、申請してください。
 - ・郵便の場合は、あて先を明記し 82 円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、裏表紙の問合せ先まで郵送してください。
 - ・第3次試験で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績及び結果を郵送でお知らせします。
- (8) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

《第1次試験会場案内図》

浜松市地域情報センター（浜松市中区中央一丁目12-7）



※駐車場はありませんので、必ず電車等の公共交通機関を利用してください。
また、会場周辺の道路混雑の緩和や環境に配慮し、やむを得ない場合を除き、自家用車による送迎もご遠慮ください。

- ・遠州鉄道西鹿島線「遠州病院駅」下車、徒歩2分
- ・JR浜松駅から徒歩10分

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、
浜松市ホームページ（トップ→職員採用情報）でお知らせします。

浜松市 HP（職員採用）



緊急の情報はLINE@でお知らせしますので、
登録をおすすめいたします。

LINE@（職員採用情報）



浜松市人事委員会事務局

〒430-0929 浜松市中区中央一丁目12-7(地域情報センター3階)

〈E-mail〉jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

TEL.053-457-2201

FAX.053-457-2089

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>

